らむ。蒙古も、國初の政治を整ふることにつきて、耶律楚材の力に負ふ所多かりき。楚材は、契丹人なれども、深く漢人の文化を味ひたる人とて、その施設も實は漢人の爲す所と異ならざりしなり。然らば蒙古も亦、建業の際に、漢人の技能を利用することを曉り、契丹と同樣の成績を收めたるものといふべし。

正豐峻豐等の年號

今西龍

(一) 正豐

正豐といふ年號は、高麗獨特の年號にあらずして金の年號正隆の隆字を避けて豐に作りしものなり。隆は高麗世祖太祖の父の諱なり。

東洋時報第百四十三號所載の拙稿「朝鮮半島國の年號」の中に、「宋の王應麟の玉海に高麗の年號ありとて、延祥、正豐の二を收錄すれど、其何王の年號なるやは全く不明にして、清の鐘淵暎の歷代建元考にも考說なし」と誌せしにつきて、朝鮮仁川觀測所長理學士和田雄治氏は、九月七日附の書を以て左の資料の存在を敎示せられたり。

即ち和田理學士が昨年(明治四十二年)購得せられし松都(開城)附近に、石棺と共に發見せしと傳ふる壙誌に、

公姓石名受珉本忠原府在京屬南部安申坊第一里
乾統五年乙酉六月二十八日　判羌神虎衞第一隊
正除借領軍至大金皇統五年之末爲禮賓郎鷹揚軍
大將軍並太子左監門率府率越三年丁卯致仕年八
十四正豐五年八月八日卒殯于城外迎聖寺越是月
十九日丙申移埋葬于大雲寺南山之麓西向之穴曾
祖光禮祖德和父信官至檢校大將軍二男三女一男
別將同正令奇不幸短命曾其沒矣二男衞尉丞同正
元偕命工刻石合安于石室以表其墓耳謹記

と刻せりとて、參考とすべきことを敎示せられ、

更に八日附の葉書を以て、

是月十九日丙申トアレバ、五月朔ハ戊寅ト相成リ、皇統五年之末云云又越三年丁卯云々ニ依リ皇統七年以降五月朔ノ戊寅ニ相當候年ハ、二條帝永曆元年（毅宗十四年西曆一一六〇）ニ有之、八十四才ニテ致仕シ、十三年ノ後九十七才ニテ死シタルモノトスルモ差シ支ヘナカルベク、左スレバ、正豐元年ハ毅宗王十年、即チ西曆一一五六トシテ差支ナカルベシ。

と敎示せられたり。學士の此兩書によりて、小生は初めて正豐元年が毅宗王十年なること知りゝ大に喜び、直に高麗史年表を調査せしに、

（丙）宋紹興二十六年　正隆之隆避世祖
（子）金正隆元年　諱以豐字代之

とありき。此年表は、小生從來度々繰り返へせしも此隆を避けて豐とせしことは全く心付かず、今回和田學士が正豐元年は毅宗王十年たるべしと指示せられしにより、初めて氣付きしなり。玉海の著者も、歷代建元考の著者も、此避字を知るに由なかりしかば、之を高麗の年號と誤認せしなり。

（二）峻豐

峻豐といふ年號は、亦高麗獨特の年號にあらずして、宋太祖の年號建隆の建を避けて峻とし、隆を避けて豐とし、之を峻豐とせるなり。

建は高麗太祖の諱にして、隆は旣に記せし如く世祖の諱なり。

前條に記せる如く、和田學士の敎示によりて、正豐は正隆なること知ると同時に、小生は直に峻豐といふ年號に疑を起せり。玆に於て更に考ふるに峻豐元年は正に宋太祖の建隆元年にして、建隆は四年十一月に乾德と改元せられたり。而して峻豐の年號に五年以後のもの無し。建字は其意義を美化して、峻に作るを得べし。隆字は正隆の場合に於ける如く、世祖の諱を避けて豐とせるとは疑の

餘地なし。高麗史年表には「光宗王二年十二月始行、後周年號」とありて、其後十四年に至るまで紀事なく、十四年に至り、「十二月始行宋年號」とあり。これによれば、高麗朝は、乾德より始めて宋の年號を用ひしが如く、建隆の間は別に建元せし記事なく、從て何の年號を用ひしや不審に思はるゝなり。此建隆の間峻豐の年號を用ひしことは金石文によりて明なり、而して峻豐は建隆の建字隆字を共に避けて作りしものにすぎず。

偖て既に此當時高麗に避諱の事ありとすれば、彼の峻豐の年號を書する昭運寺藏鐘の銘に、當時の王光宗の諱たる昭字を避けずして、伐昭大王と誌せる一事は、其說を得るに苦しむ。これには二三種の考說も思ひ浮べたれど、未だ研究淺くして、唯空說に止まるが故に、研究の宿題として他日に讓らんとす。

（三）延祥

峻豐も正豐も、高麗特立の年號にあらずとせば、玉海に收錄せる延祥はいかゞにや。思うに此年號もまた高麗特立のものにあらざるべし。遼の年號壽隆の如きは、之を奉ぜし高麗に於て隆字を何字に作りしか不明なれども、延祥に作りしとは思はれず。此延祥につきては尙ほ研究を要す。

茲に和田學士の敎示を感謝して擱筆す。

（明治四十三年十一月十八日記）

遜學齋詩鈔

稻葉岩吉

瑞安の孫詒讓が周禮正義及び墨子閒詁等は既に人の知るところ、然ども彼が父衣言の文辭に至りては傳ふるもの蓋し鮮し。予は遜學齋詩鈔十卷を得て始めて之を知れり。立朝十載、而無功於君、守地千里而無德於民、行年五十有二、而未嘗有善於其身、幸與當世賢大夫游、而區區乃欲以言自文行、駸々以將